

薬学研究科学位申請等に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、昭和大学学位規則（以下「学位規則」という。）第22条の規定に基づき、本学薬学研究科（以下「本研究科」という。）における学位申請に関し、必要な事項を定める。

(学位論文提出資格)

第2条 本研究科博士課程に4年以上在学し、30単位以上を修得した者は学位論文を提出して、その審査を申請することができる。ただし、優れた研究業績を上げた者にあつては、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文提出の手続)

第3条 本研究科博士課程の所定の課程を修了した者の学位論文の申請手続については、学位申請書、主論文、論文目録、論文内容要旨（4000字以内）、履歴書を本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

(博 士)

第4条 博士の学位論文にかかる書類の提出期限は、1月又は7月とする。

2 前項の申請を行う者は、提出期限の前月に大学院運営委員会が開催する博士論文発表会において、学位論文の内容を報告しなければならない。

3 審査委員会は、論文の審査及び試験の結果を3月末日又は9月末日までに研究科教授会に報告するものとする。

第5条 学位論文の主な内容に関する申請者の単独又は共著の論文（学術雑誌に印刷公表された原著論文をいう。）があるときは、これを提出しなければならない。

2 共著である前項の論文には、申請者以外の共著者がその論文を学位の申請に用いない旨の同意書を添付しなければならない。

3 未公開の論文には、印刷公表が認められている旨を明示した書類を添付しなければならない。

第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ指導教授がその研究の指導を終了したと認めた学生は、研究科教授会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 免除を受けた学生は、できるかぎり速やかに学位論文の報告及び学位の申請を行わなければならない。

3 免除の期間は2年を超えることはできない。

4 免除期間内に学位を取得できなかった学生は、免除期間終了時において退学したものとする。

5 免除期間は在学年数に算入する。

(論文博士による学位申請者の資格)

第7条 学位規則第7条第2項によって学位を申請する者の資格については、本学専任教育職員または本研究科特別研究生として1年以上在籍している者とし、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 4年制学部を卒業して学士の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者で、研究歴8年以上の者
- (2) 4年制学部を卒業して学士の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者で、本学において専任教育職員、本研究科特別研究生、本研究科普通研究生として専ら研究に従事した期間が通算7年以上の者
- (3) 昭和大学大学院学則第29条第3項の薬学研究科博士課程への入学資格を有する者で、資格取得後の研究歴が6年以上の者
- (4) 昭和大学大学院学則第29条第3項の薬学研究科博士課程への入学資格を有する者で、資格取得

後本学において、専任教育職員、本研究科特別研究生、本研究科普通研究生として専ら研究に従事した期間が通算5年以上の者

2 第6条に定める免除の申請を行う資格を有して退学した者が、退学後2年以内に学位の申請を行うときは前項の限りではない。

第8条 前条でいう研究歴とは、大学（大学院及び附属研究所等を含む。）、国公立研究所及び研究科教授会の認定した施設において専ら研究に従事した期間をいう。

（論文博士による学位申請の手続）

第9条 論文による博士学位を申請する者の申請手続については、学位申請書、主論文、参考論文、論文目録、論文内容の要旨（4000字以内）、履歴書を本研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

第10条 前条の学位申請にかかる書類の提出期限は、1月末日、5月末日、7月末日及び10月末日とする。

2 前項の申請を行う者は、提出期限の前月までに大学院運営委員会が開催する博士論文発表会において、学位論文の内容を報告しなければならない。

第11条 学位論文の主な内容は、論文として印刷公表されていなければならない。

2 共著である前項の論文には、申請者以外の共著者がその論文を学位の申請に用いない旨の同意書を添付しなければならない。

3 未刊の論文には、印刷公表が認められている旨を明示した書類を添付しなければならない。

4 印刷公表された論文の一篇または数篇をもって学位申請の論文とすることができる。ただしこの場合、全ての論文は申請者の単独または筆頭筆者である共著論文であり、かつ、第2項に定める同意書を必要とする。

第12条 論文による博士学位を申請する者の学力の確認の方法及び判定に関しては、審査委員会の定めるところによる。

（審査委員会委員）

第13条 学位規則第10条第1項に規定する審査委員会委員については、主査1名及び副査4名とする。

2 主査及び副査は本研究科教授会の構成員とする。ただし、必要に応じ副査の数を増加し、本学研究科以外の本学教授、准教授、講師などを副査に加えることができる。

3 学位申請者の指導教員は、主査、副査に加わることができない。

（細 則）

第14条 この内規に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2. この内規の施行に伴い、同日付で「薬学研究科学位規則に関する内規」（平成9年4月1日施行）を廃止する。

3. この改正内規は、平成20年9月18日から施行する。

4. この改正内規は、平成22年11月1日から施行する。

5. この改正内規は、平成23年4月1日から施行する。

6. この改正内規は、平成24年4月1日から施行する。

ただし平成23年度以前の入学生には、従前の内規を適用する。

7. この内規の改廃は、研究科運営委員会の議を経て研究科教授会の承認を要するものとする。